

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第38号

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第3条関係）	
等級別基準職務表（行政職給料表及び医療職給料表）	
職務の級	基準となる職務
(略)	
6級	(1) 市長の事務部局の課（室・所・場）長補佐、グループリーダー、中核市推進室長、人権プラザ館長、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長及び副所長、市民窓口サービスセンター所長、福祉監査室長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、家庭児童相談室長、保育園長、こども園長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長並びに公共交通推進室長の職務 (2)から(7)まで (略)
(略)	

改正前	
別表第1（第3条関係）	
等級別基準職務表（行政職給料表及び医療職給料表）	
職務の級	基準となる職務

(略)	
6 級	<p>(1) 市長の事務部局の課（室・所・場）長補佐、グループリーダー、中核市推進室長、人権プラザ館長、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長、市民窓口サービスセンター所長、福祉監査室長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、家庭児童相談室長、保育園長、こども園長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長及び公共交通推進室長の職務</p> <p>(2)から(7)まで (略)</p>
(略)	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(総務部人事課)